

# 高等学校における所有権に関する 法関連教育の授業開発

鳥谷部 茂  
西 本 聖 史  
蓮 尾 陽 平  
二階堂 年 恵

## 1. 問題の所在

### — 高等学校「現代社会」で所有権を学ぶ意義 —

#### (1) 所有権を取り上げる理由

所有権は、私たちの生活にもっとも密接な法律上の権利である。にもかかわらず、あまり意識されていないのが現状である。しかし、いったん自己の物がなくなった、他人に壊された、貸したものが戻ってこないなどのトラブルが起こると、法律上の問題になりうるものである。誰でもが経験しているのに意識しないというところに問題がある。これまで高等学校「現代社会」における権利に関する学習は、憲法によって保障されている公法上の権利に重点が置かれてきた<sup>①</sup>。生徒たちにとって身近な社会生活における個人と個人の関係を規律する権利についての学習はなされていなかったとすることができる。

#### (2) 所有権と憲法・公法・私法の関係

憲法 29 条は、財産権を保障している。所有権は、この財産権の中の最も重要な権利の 1 つである。従って、所有権も憲法によって保障されている基本的人権である。この場合、1 市民の所有権は、他の市民に対する関係でも保障されていると同時に、国家・地方公共団体（行政）に対する関係でも保障されている。原則として、国家といえども 1 市民の所有権を侵害すること

は許されない。

ケルゼンの法段階説によれば、私法である民法、公法である国会法や刑法等とともに、憲法の下位にある法律である<sup>(2)</sup>。憲法は日本国の最高法規であり、これに反する法律・命令等は効力を有しないと規定している（憲法 98 条 1 項）。その憲法は、主権が国民にあることを規定し、その国民に対して基本的人権を保障している。その基本的人権の中に財産権があり、幸福追求権、普通選挙権、思想良心の自由などと並んで、財産権の保障が規定されている（憲法 29 条）。その後、国会・内閣・司法（裁判制度）が規定されている。

このような憲法の規定は、どのような意味をもつのであろうか。権利関係は、市民と市民との権利義務関係および国家・行政と市民との権利義務関係に分けられる。そして、憲法は、市民どうしによる基本的人権の侵害を無視するものではないから、抽象的には双方とも保障していると考えられる。そのような基本的人権は、憲法の中でも、最高法規として位置づけられている（憲法 97 条）。そのうえで、憲法が保障している基本的人権のうち、市民間で生ずる所有権侵害などの具体的な権利義務関係については、民法・商法等の私法に委ねられている<sup>(3)</sup>。したがって、憲法は、私法および公法に共通する最高法規であると考えることができる。

### (3) 自己の所有権と他人の権利・利益との調整

平成 21 年 7 月に改定された高等学校学習指導要領解説総則編において「現代社会」は、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正等について理解させ、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて考察させる中でさらに理解を深めさせるとともに、科目のまとめとして議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題を探究させる学習を行い、人間としての在り方・生き方についての学習の充実を図ることが示された。

現在わが国は自由で平等な社会を理想としているが、現実はずしもそう

ではない。社会制度や人間関係がますます複雑になるにつれ、市民間（私人間）における利害の対立も増加し、互いの利害調整も必要となってきた。

財産権の保障や調整について、憲法 29 条 2 項は、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」と規定し、民法 1 条 1 項は「私権は、公共の福祉に適合しなければならない」と規定している。そこで、教科書などでも「公共の福祉」が多用されている。しかし、本研究では、「公共の福祉」は、いわゆる一般条項であり、具体的な基準のないものであるから、個人の所有権との調整の場合に使用しないこととした。所有権との利害対立を調整する方法としては、1 人の所有権に対する、私又は私たちの具体的な権利・利益との衝突と捉えて、その調整を考えるとという方法をとるものである<sup>(4)</sup>。

本研究は、高等学校「現代社会」において、生徒たちにとって身近な所有権に関する事例を用いて、その理念と、所有権をめぐる「自己の権利」と「他人の具体的な権利」との調整について議論し理解させる小単元を開発するものである。

## 2. 所有権の内容・沿革・限界

### (1) 所有権の内容

所有権とは、ある特定の物を全面的に支配する権利である。これについて、民法 206 条は、「所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する」と規定している。ここに「使用」とは土地に建物を建てたり、自転車に乗ったりして目的物を物質的に使用することを、「収益」とは目的物を他人に賃借するなどして利益を取得することを、「処分」とは目的物を売ったり、捨てたり、改造したりを言うのであって、要するに、所有権とは、自己の所有物について、このような「使用」「収益」「処分」を自らの意思で「自由」になすことができる権利を

意味する。

また、所有権が侵害された場合に何らの保護も与えられなければ、物を全面的に支配しているとは言えないので、所有権には、侵害の態様に応じて、三つの救済手段が与えられている。一つは、自己の所有する本などが奪われてしまった場合などに「返してください」と求めることができる物権的返還請求権、一つは、自分の土地に不法駐車がなされてしまった場合などに「他へ移してください」と求めることができる物権的妨害排除請求権、一つは、隣家のブロック塀が崩れ落ちそうになっている場合などに「必要な修理をしてください」と求めることができる物権的予防請求権である。

## (2) 近代的所有権—自由な所有権の誕生

ところで、現代に生きる我々は、以上のような自由な所有権を所与のものとして受け止めがちであるが、実は、これが近代社会の歴史的果実であるという事実に十分な敬意を払わなければならない。

歴史的に見て、所有権には様々な拘束が伴った。例えば、ローマ古法では、家族単位での所有が認められていたにすぎなかった。また、ゲルマン法（中世封建体制）では、土地について、領主や家士の権益が重疊的な構造をもって現れる分割所有権（上級所有権と下級所有権）の現象を呈していた。

ところが、このような不自由な所有権は、自由主義、個人主義を原理とする近代社会と決して相容れるものではなかった。このような考え方は、ジョン・ロックの『市民政府二論』（1690）の中で既に看取することができる。すなわち、ロックは、人は自分の身体の所有者であり、これは何人も侵せないとし、人は自己の所有物たるこの身体を使用して労働を行い、その労働の成果たる耕地や生産物は当然その人に帰属するものであるとされ、これは全ての人が持つものであると主張した。

その後、1789年のフランス人権宣言17条では、ロック的個人主義をベースとした個人の「自由、私有財産、幸福追求」の権利が不可侵の人権と謳われ<sup>5)</sup>、所有権を神聖不可侵として所有権の絶対性を主張し、私有財産制の基

礎が確立された。また、これを受けてフランス民法典は、その 577 条で「所有権は、最も絶対的な仕方でも物を享受し処分する権利である」という規定を置いた。近代的所有権は、土地に対する複雑な封建的制約の廃止を目指して成立したのである。

一方、我が国も、同様の史的展開を辿った。徳川幕藩体制の下では、土地の永代売買は禁止され (1643)、そこに耕作する作物は限定されていた。ところが、明治政府は、近代資本制社会へと移行すべく、田畑勝手作の令を出し (1871)、土地の永代売買を解禁した (1872)。そして、1889 年に制定された明治憲法 27 条 1 項は、「日本臣民はその所有権を侵さるることはなし」と規定したのである。

このようにして成立した所有権絶対の原則は、契約自由の原則、及び過失責任の原則と並び私法の三大原則としての地位を確立し、近代における資本主義商品経済の爆発的な発展を支える基盤を提供することとなった。

### (3) 所有権の限界

もともと、自由な所有権といえども、それが他人の権利を害するのであれば、常に容認されることにはならない。このことは、自由な近代的所有権の創出と同時に意識されていた事柄であり、例えば、前述のフランス人権宣言 17 条も所有権が制限されうることを規定していたし、フランス民法 577 条も「法律または命令によって禁止された使用を行うのでない限り」という留保を付している。

とりわけ、20 世紀に入って、所有権の絶対というイデオロギーに対する矛盾、すなわち資本主義社会の矛盾が顕著になってくると、その是正が強く意識されるようになった。1919 年のワイマール憲法 153 条 3 項「所有権は義務を伴う」は、このような社会情勢の中で成立したものである。

それでは、現在、我が国において、所有権にはどのような制限があるか。

まず、法令による制限がある (民法 209 条<sup>(6)</sup>)。今日、この法令による制限については、土地収用法、都市計画法、森林法、航空法、建築基準法、大気

汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、麻葉取締法など実に多数の立法が存在しており、公衆衛生、都市計画、環境保全など多様な目的に対して、実に様々な規制がなされている。

次に、判例による制限がある。具体的には、権利の行使および義務の履行は信義にしたがい誠実になすべきこと（民法1条2項）、及び権利の濫用は許されないこと（民法1条3項）というルールにより制限される。また、公害や生活妨害型の不法行為については、他人の生活を妨害し損害を与える側面とともに自己の所有する施設を用いた生産活動であるなど、権利行使の側面もあるという点に特徴がある。このような生活妨害行為については、古くは権利行使が権利濫用となる場合に違法性を帯びるとされていたが、その後、受忍限度を超える侵害行為は違法であるという主張がなされるようになり裁判実務上定着するに至っている。この受忍限度論も判例による制限の一種と捉えることもできるのではなかろうか。

このように数々の歴史を経て形成された現代の所有権であるが、その理念とはいかなるものか。現代の市民社会を構成する基本的な私権、所有権について理解することは、よりよい社会の在り方や自分自身の在り方生き方について理解を深めることになるのではないだろうか。

### 3. 小單元「所有権について」の授業計画

#### 小單元の目標

- ・生徒たちに、所有権は絶対的で、自分の所有物に対しては、自由に使用・収益（他人に物を貸すなどして利益をあげること）・処分をする権利を有すること、つまり、所有物を自分の思い通りにできることを理解させる、他方で、維持や管理など、責任や義務が生じることを理解させる。
- ・生徒たちに、自分の所有権を他人から侵害された場合、侵害した場合には損害賠償が発生することを理解させる。

・生徒たちに、一方の所有権は、他方の権利や利益と調整しなければならないことを理解させ、権利を主張する互いの見解を吟味・考察させる。

表 1 小単元の授業構造

過程	学習内容	学習過程	権利概念の理解学習
導入	身近な市民生活における所有権	所有権についての把握	
展開 1	・所有権の自由、絶対 ・所有者の所有物への使用・収益・処分の権利 ・所有物に対する保護	所有権の自由、絶対についての理解	
展開 2	・対立するお互いの権利・主張の吟味・考察 ・所有権が制限される場合の考察（法令・判例による制限）	所有権の制限についての理解	
展開 3	ある人（たち）の所有権と、他の人（たち）の具体的な権利・利益と所有権との調整	他の権利・利益の対立の考察	
終結	身近な市民生活で発生している問題における所有権についての考察	所有権問題についての再考察・まとめ	

(筆者ら作成)

表 2 小単元の展開

	教師による指示・発問	教授学習活動	子どもから引き出したい知識
導入 所有権に	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今日は所有権について考えてみようと思います。</li> <li>・所有する権利とはどのようなことができることをいうのだろうか？例えば、土地を持っている人はその土地をどうすることができるだろう</li> </ul>	T：発問する P：答える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その土地に家を建てたり、畑にして作物を植えたりすることができる。</li> <li>・その土地を人に貸すことができる。</li> <li>・その土地を人に売ることができる。</li> </ul>

ついで の把握	<p>う？</p> <p>○所有する権利とはどのようなものですか？</p>	<p>T：発問する P：答える</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の持っている土地を自由に使用することができることである。</li> <li>・自分の持っている土地を自由に収益（他人に貸す）することができることである。</li> <li>・自分の持っている土地を自由に処分（売買など）することができることである。</li> </ul>
	<p>・では例えば、駐車場を持っている人は、その駐車場をどうすることができますか？</p> <p>・所有者に関する権利は民法206条で定められています。調べてみましょう。</p> <p><b>民法206条【所有権の内容】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。</p> </div>	<p>T：発問する P：答える</p> <p>T：指示する P：読む</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場を自分で自由に使ったり、人に貸したり、人に売ることができる。</li> <li>・駐車場を他人に貸して使用・収益させることもできる。</li> </ul>
	<p>・では、駐車場を持っている人は、その駐車場を不法に使用している人に対して、例えば違法駐車している人に対してどうすることができますか？</p> <p>・ではなぜ駐車場を持っている人は違法に駐車している人に対して使用料を請求することができるのだろうか？</p> <p>・所有権とはどのような</p>	<p>T：発問する P：答える</p> <p>T：発問する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場に違法駐車している人に対して駐車している車をどけて下さいと言うことができる。</li> <li>・違法に使った分の使用料を請求することができる。</li> <li>・今後違法駐車をしないで下さいと言うことができる。</li> <li>・駐車場は、持っている人のもので、誰にも侵害されてはいけないものだから。</li> <li>・土地を所有している人は、強い権利を持っているから。</li> <li>・所有権とは、所有者が所有物を「自由」</li> </ul>

展開 1 所有権の自由、絶対の理解	ものだろうか？	P：答える	・使用したり、収益したり、処分したりできる権利である。 ・所有権とは、「絶対的」な強い権利である。
	・駐車場の持ち主は、所有権という強い権利を持って、駐車場を自由に使用することができると思ったが、では駐車場に無断でとめてある他人の自動車のタイヤに穴を開けても良いのだろうか？	T：発問する P：答える	・駐車場の中とはいえ、他人の自動車のタイヤに穴を開けてはいけない。
	・それはなぜだろうか？	T：発問する P：答える	・車の所有者の所有権があるから。 ・駐車場の持ち主とはいえ、他人の所有権を侵害してはいけないから。
	・もし実際、駐車場に無断でとめてある他人の自動車のタイヤに穴を開けたらどうなるのだろうか？	T：発問する P：答える	・自動車の持ち主に、謝罪して損害を賠償する責任が生じるだろう。
	・所有している財産に関する権利は、日本国憲法29条で定められています。調べてみましょう。	T：指示する P：読む	
日本国憲法29条【財産権】			
第1項 財産権は、これを侵してはならない。			
○所有権とはどのようなものだろうか？わかったことをまとめてみよう。	T：発問する P：答える	・所有権とは、所有物を「自由」にすることができる権利である。 ・所有者は、「自由」に、「絶対的」に所有権を行使することができることが国家によって保障されている。 ・所有権が侵害された場合には、どけるよ	

		うに求めることができたり、損害賠償を 求めることができたりするというように 保護が与えられている。	
展開2 所有権の制	・土地を持っている人は、 何でも自由に権利を行使 するとあったが、例えば、 自分の土地にゴミなど有害 なものを山積みにして 放置している場合はどう だろう？	T：発問する P：答える	・地域の住民の健康を害してしまい、迷惑 がかかってしまうのでやめた方が良い。 ・自分勝手に放置してはならない。
	・もし土地を持っている人 が実際にゴミなどを山積 みにして放置したらどう なるだろう？	T：発問する P：答える	・衛生上問題がある場合は保健所、不法投 棄であれば市役所によって排除又は処分 される。
	・自分が所有する土地であ れば、どんな建物を建て てもよいのだろうか。	T：発問する P：答える	・屋根の雨水が隣地に落ちるようにしたり、 空中で他人の土地に入り込むような建物 を建てることはできない。
	・たとえば、隣の家の日照 を全面的にさえぎるよう な建物をあとから建てる ことはどうだろう	T：発問する P：答える	・他人の日照を全面的にさえぎるような建 物をあとから建てることは、国民の生 命・健康・財産の保護を図る建築基準法 などに違反する。
	・住宅地のカラオケはどう だろう。	T：発問する P：答える	・住宅地なのに高い騒音を出すカラオケな どの営業は、騒音防止条例に違反するこ とがある。
	・自分に何ら損害がないの に隣を困らせるために地 下の水道管を通さないと 主張するのはどうだろ う。	T：発問する P：答える	・自分に不利益がないのに他人を困らせる ために所有権を行使するときは、その権 利行使が権利濫用となり、所有権者の主 張が認められない。
	・所有権について新たにわ かったことを挙げてみよ う。	T：発問する P：答える	・土地の所有者は、他人や地域社会に迷惑が かからないように自分の土地を維持・管理 しなければならないという義務を負う。
	・自分の土地に自由に建物 を建てることのできるは ずなのに、なぜ古都では	T：発問する P：答える	・歴史的な景観を守るため。

限 の 理 解	<p>許されないのだろうか？</p> <p>・古都以新しく建物を建てる時などは、法律によって制限されています。古都保存法を調べてみましょう。</p> <p>古都保存法 8 条 【特別保存地区内における行為の制限】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>特別保存地区内においては、次の各号に掲げる行為は、府県知事の許可を受けなければ、してはならない。</p> <p>一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築</p> <p>二 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更</p> <p>三 木竹の伐採</p> <p>四 土石の類の採取</p> <p>五 建築物その他の工作物色彩の変更</p> <p>六 屋外広告物の表示又は掲出</p> <p>・・・</p> </div>	<p>T：指示する P：読む</p>	
	<p>○所有権についてまとめてみよう</p>	<p>T：発問する P：答える</p>	<p>○所有権は、他人の生命・健康・財産を侵害する場合や、歴史的景観の維持のための場合には、法令などによって合理的な制限を受ける場合がある。</p>
	<p>・スーパー銭湯について問題について読んでみましょう。(裁判事例の参考資料を提示する)</p> <p>・住民側の主張について</p>	<p>T：指示する P：読む</p> <p>T：発問する</p>	<p>・スーパー銭湯のボイラーなどからの騒音</p>

展開3 所有権と他の権利・利益との対立の考察	ワークシートにまとめてみましょう。	P：答える	や悪臭などによって、日常生活、安眠が妨害される。
	・スーパー銭湯側の主張についてワークシートにまとめてみましょう。	T：発問する P：答える	・スーパー銭湯では、プロパンガスを使用するため、騒音も悪臭も発生しないし、日常生活には支障がない。
	・なぜこのような対立が起きたのだろうか？	T：発問する P：答える	・住民側の所有権ないし人格権が侵害されたから。 ・スーパー銭湯側の所有権の自由が侵害されたら。
	・では、住民側が自分たちの人格権を侵害される程度はどれくらいなのだろうか？	T：発問する P：答える	・我慢が出来ない程度に侵害される。
	・ワークシートに書いた騒音や悪臭などは、住民側が我慢ができる程度のものだろうか？	T：発問する P：答える	・我慢が出来るものもある。 ・我慢が出来ないものもある。
・住民側が、特に我慢が出来ないもの場合は、スーパー銭湯側は、どうしたらよいだろうか？	T：発問する P：答える	・住民側に納得のいくように改善する。 ・スーパー銭湯の工事を取りやめる。	
○住民たちは、自分たちの生活を侵害されるとして、スーパー銭湯に対してその工事を差し止めるように求めることができるでしょうか？	T：発問する P：答える	・住民たちは、自分たちの日常生活を侵害されるとともに、所有権ないし人格権までも脅かされてしまうので、スーパー銭湯に対してその工事を差し止めるように求めることができる。 ・スーパー銭湯で働く人たちの生活がかかっているため、住民たちはスーパー銭湯に対してその工事を差し止めるように求めることはできない。	
最終 所有	○これまで学習したことを踏まえて、最初に示した事例、土地を持っている人(所有権を持っている人)は、どのような権利を持っているの	T：発問する P：答える	・土地を持っている人は、その土地を自由に使用しても良い権利を持っている。 ・土地を持っている人は、その土地を人に貸しても良い権利を持っている。 ・土地を持っている人は、その土地を人に売買しても良い権利を持っている。

権問題の再考察・まとめ	<p>でしょうか?</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地を持っている人は、その土地に違法に駐車している人に対して車を排除するように言う権利を持っている。</li> <li>・土地を持っている人は、その土地に違法に駐車している人に対して損害賠償を支払うように言う権利を持っている。</li> <li>・土地を持っている人は、その他の人に迷惑がからないように土地を管理しなければならないという責任や義務を持たなければならない。</li> </ul>
-------------	---------------	--

(筆者ら作成)

開発した小単元の展開を表 2 に示す。表 2 は、縦軸に導入、展開 1、2、3、終結の 5 つのパートを示し、横軸には教師による指示・発問、教授学習活動、生徒から引き出したい知識を示している。

導入は、土地を所有する権利とは、その持っている土地に自由に家を建てることができたり、畑にしたりすることができたりすることや、その土地を人に貸すことや売ることができたりすること、つまり、その土地を自由に使用したり、収益したり、処分することができる権利のことであることの把握がなされる。

展開 1 は、駐車場を所有している人の使用・収益・処分の権利や、違法に駐車している人に対しての請求について、所有権が侵害されたときの対処について、憲法の理念に照らし合わせて、全く自由に所有権を行使することができるが国家によって保障されていることについて理解がなされる。つまり、所有権の絶対、所有者の所有物への使用・収益・処分の権利、所有権を侵害されたときにはどけるように求めることができたり、損害賠償を求めることができたりするというように保護が与えられていること、つまりここでは所有権の自由、絶対についての理解がなされる。

展開 2 は、所有権は絶対的な権利だが、何をしても良いというものではなく、他人や地域社会を侵害することになる場合や、歴史的な景観を損ねる場合や伝統的な町並みを守るためには、所有権が法令などで合理的な制限を受

けることがある、つまり、対立する互いの権利の主張の吟味・考察、また所有権は、法令・判例によって制限されることがあるについてなど、ここでは所有権の制限についての理解・考察がなされる。

展開3は、生徒たちの身近な地域でも発生しそうなスーパー銭湯についての事例を取り上げ、住民側の主張とスーパー銭湯側の主張から、なぜこのような対立が起きたのか？住民側が自分たちの生活の何を侵害されるのか？自分たちの生活を侵害される程度はどれくらいなのだろうか？を考えながら、一方の所有権と、他方の具体的な権利・利益とのバランスについて考えている。その時に受忍限度を新たな視点として考察することを、生徒自らに発見させ、考察させている。ここでは所有権と他の権利・利益の対立の考察がなされる。

終結は、これまでの学習を踏まえ、導入で示した土地の所有権に関する事例を再度取り上げ、所有権とはいかなる権利で、かつ所有権を侵害されたときはどのように対処すればよいのか、所有権は法令等によって制限されることもあるなど、ここではよりよい市民生活における所有権はいかなるものを再度吟味・考察し、まとめとしている。

本単元は、所有権に関する知識の習得と、所有権に関する問題を法に照らし合わせて吟味・考察・検討し、客観的に法の考え方に従って公正に問題を解決することのできる能力を育成している。

## 4. 結 語

本研究で開発した小単元は、生徒たちの身近な所有権についての問題を考察・議論しながら所有権の概念について理解する権利概念の理解学習過程として組織される。

本小単元を学習することにより生徒たちは、第一に、所有権とは自由に行使することであるといった認識から、所有権とは自由に無制限に行使するこ

とではなく、制限されることがあること、つまり、権利の濫用・不当行使は出来ないこと、法令による制限が伴うことを理解することができるようになること。

第二に、生徒たちが、所有権に関する問題について、他人の権利・利益を考慮しながら所有権に関する問題を解決することのできる技能を習得することができるようになること。

第三に、生徒たちが、所有権問題を法（日本国憲法・民法など）に照らし合わせて解決していくことによって、法やきまりの意義を理解し、自他の権利を重んじ義務を果たす態度を形成することができるようになることである。

生徒たちはこれらの学習過程により、所有権の概念について学ぶことを通して、私人間における関係や、よりよい社会の在り方、自分の在り方生き方についての学習を深めることが出来るのである。

今後は、現代において個人が自由に所有物を所有できるようになったことは、世界の数々の歴史の中から生まれた教訓であること、所有権が様々な修正や変化を経て今日に至っていることを理解させる世界史の授業を開発することが検討課題である。

---

**【註】**

- (1) 『現代社会』東京書籍、2005年、pp. 118-123、『新現代社会』第一学習社、2005年、pp. 114-120などを参照。私法分野教育の重要性については、佐々木啓太・大谷太「法務省における法教育推進の現状と展望」ジュリスト 1353号、2008年、p. 6、渥美利文「教育現場での法教育の取り組み②後期中等教育における法教育の方向性」法律のひろば 61 卷5号、p. 41、星野英一「法教育の幾つかの問題—民法を中心にして」大村敦志・土井真一編『法教育のめざすもの』商事法務、2009年、p. 145、p. 171など参照。
- (2) 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第四版〕』岩波書店、2009年、p. 13、佐藤幸治『憲法〔第三版〕』青林書院、2003年、p. 21。
- (3) 憲法が一般的抽象的に市民間における基本的人権をも保障しているとしても、私人

間の権利義務関係については、憲法の趣旨を踏まえて具体的に規定している私法が直接適用されることはいうまでもない。

- (4) 我妻榮『新訂民法総則（民法講義 I）』岩波書店、1972年、p. 34は、「財産関係においても、近代の個人主義的思想が未だ十分に徹底していない分野が決して少なくない。したがって、かような分野に『公共の福祉』という理念をあまり性急に適用することは、私権の有する第一段の使命を犠牲にするおそれがある」と指摘している。
- (5) 山脇直司『公共哲学とは何か』ちくま書房、2007年、p. 146。しかし、ロック的な個人主義では社会的な困窮者の生存権が十分に保障されないという批判を反映して、1919年のワイマール憲法では、「社会権」を基本的人権として盛り込むようになった。経済的自由権を制限してまでも「個人の最低限度の生活保障」がなされるような公共世界の創出がうたわれるようになったからである。
- (6) 民法は、土地の所有権について特別の規定をしている（207条～238条）。同207条によれば、土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶと規定しているが、同時に社会の共同生活に必要な範囲では、横の広がりにおいても、上下の広がりにおいても、これにしかるべき制限が加えられることを認めている。詳しくは、我妻榮『民法 第七版』勁草書房、2004年、p. 133。

#### 判例資料 スーパー銭湯側（Yさん）VS住民側（Xさんら）

Yさんは、自己の所有する土地上に設備の整った浴場（白湯、泡風呂、子どもの湯、かけ湯、肩打湯、マッサージ、寝風呂、座湯、アカスリコーナー、高温サウナ、塩サウナ、露天風呂コーナーなど）や飲食・休憩・マッサージ・各種自動販売機の各コーナーを有する施設（スーパー銭湯）の建築を予定している。

これに対して、この土地周辺に住むXさんら28世帯92名が、このスーパー銭湯の建築により、受忍限度を超える被害をこうむるとして、Yさんに対して、建物の建築工事の禁止を求めた。

スーパー銭湯の営業は年中無休であり、営業時間は、午前10時から午後12時までの予定である。また合計171台の駐車スペースを持っている4箇所の駐車場（第1駐車場に58台、第2駐車場に13台、第3駐車場に69台、第4駐車場に31台）と、1箇所の駐輪場を設けている。1日当たりの来客人数は、800人から1000人、祝祭日には2000人が予

想されている。

## 住民側の主張

### スーパー銭湯稼動による被害

- ①大型洗濯機、乾燥機、換気扇からの騒音によって日常生活・安眠が妨害される。
- ②空調用室外機やボイラーからの煤煙、悪臭によって日常生活・安眠が妨害される。
- ③プロパンガスボンベを 6 本設置しており、爆発・火災の危険がつきまとい、身体・財産への危険性が增大する。
- ④利用客の声や水音によって日常生活・安眠が妨害される。
- ⑤飲食施設から出る大量のゴミ、生ゴミによる悪臭の発生、マナーの悪い客による煙草の投げ捨て、空き缶の投げ捨てによる住環境が破壊される。
- ⑥アルコールの販売によって、酔っ払い客のけんかの発生が予想され、住環境の破壊と、交通事故発生の危険にさらされる。
- ⑦夜間の照明、駐車場の街灯や自動車のライトが出す大量の光により、日常生活・安眠が妨害される。
- ⑧真空式ボイラー、加圧給水ユニット、ガス瞬間給湯機、自動車のアイドリングなど大規模な低周波音の発生が予測され、不眠や頭痛、いらいらなどの症状が発生する。
- ⑨スーパー銭湯の建物が、住民の住居に隣接して、日照が奪われてしまうことで日照被害が受忍限度を超える。
- ⑩スーパー銭湯には 1 日約 1000 台以上の自動車が入り出するため、交通量は増大し、周辺の子どもたちにとって交通事故が発生する危険が極めて高い。  
・自動車の排気ガスによって、周辺住民の健康、快適な住環境が害される。

- ・自動車のエンジン音などの騒音により、日常生活が妨害される。営業時間が午後 12 時までなので、安眠も妨害される。
- ・自動車の騒音、排気ガスによって近隣の病院や施設の入院患者の安眠が妨害され、かつ通院患者らが交通事故の危険にさらされる。

#### スーパー銭湯側の主張

#### スーパー銭湯稼動による被害

- ①スーパー銭湯に設置される機械から生じる騒音については、防音することが可能であり、メーカーとも協議している。
- ②スーパー銭湯ではプロパンガスを使用するため、煙や悪臭は発生しない。
- ③プロパンガスボンベは 6 本ではなく 5 本設置する。
- ④隣家との塀を高くするようにして利用客の声や水音などが入らないように配慮する。
- ⑤ゴミの発生や悪臭を防止するようなものを予定している。
- ⑥軽食があるのみなので、酔っ払い客が発生するとは考えられない。
- ⑦低周波音が人体にどのような影響を及ぼすのか、その程度はどれ位なのかは、現在のところほとんど解明されていない。
- ⑧スーパー銭湯による冬至における周辺の住宅に対する日影の影響は、午前中一部が日陰になる程度である。
- ⑨自動車は平日で 1 日約 300 台、土日平均 550 台程度の予想である。
- ⑩なるみ病院は本件には関係ないので、この主張は不当である。

『判例時報』1632 号、判例時報社、1998 年、pp. 72-89 より筆者ら引用・抜粋。

【ワークシート】 互いの主張をまとめてみよう。

主張 権利	スーパー銭湯側	住民側
①騒音		
②悪臭		
③日照		
④安全・治安		

【参考文献】

<法学関係>

- ・近江幸治『民法講義 II 物権法〔第3版〕』成文堂、2006年。
- ・加藤雅信『所有権の誕生』三省堂、2002年。
- ・佐藤幸治『憲法〔第三版〕』青林書院、2003年。
- ・篠塚昭次『土地所有権の現代 歴史からの展望』日本放送出版協会、1979年。
- ・水本浩『土地問題と所有権 土地の私権はどうあるべきか〔改訂版〕』有斐閣、1980年。
- ・我妻榮『新訂 物権法（民法講義 II）』岩波書店、1991年。
- ・我妻榮『民法 第七版』勁草書房、2004年。

<法関連教育関係>

- ・大村敦志『市民社会と<私>と法 I - 高校生のための民法入門』商事法

務、2008年。

- ・鳥谷部茂「法教育における私法分野教育の意義と課題」ジュリスト1389号、2009年、pp. 2-5。
- ・星野英一「法教育の幾つかの問題—民法を中心として—」大村敦志・土井真一編著『法教育のめざすもの—その実践に向けて—』商事法務、2009年、pp. 145-174。

<社会認識教育学関係>

- ・桑原敏典「立憲主義に基づく公民教育研究の改善」社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究』第20号、2008年、pp. 61-70。

<その他>

- ・山脇直司『公共哲学とは何か』ちくま書房、2007年。